

平成27年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 981床
- | | |
|-------|------|
| 一般病床 | 975床 |
| 感染症病床 | 6床 |
- (2) 患者数 年間延患者数
- | | | | |
|----|----------|----|----------|
| 入院 | 303,048人 | 外来 | 478,750人 |
|----|----------|----|----------|
- 1日平均患者数
- | | | | |
|----|------|----|--------|
| 入院 | 828人 | 外来 | 1,970人 |
|----|------|----|--------|
- (3) 主要な建設改良事業
- | | |
|---------|-------------|
| 診療棟改修事業 | 34,000千円 |
| 設備改修事業 | 617,160千円 |
| 医療器械等購入 | 1,398,845千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 31,407,000千円 |
| 第1項 医業収益 | 28,131,505千円 |
| 第2項 医業外収益 | 3,275,495千円 |

支 出

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業費用 | 31,407,000千円 |
| 第1項 医業費用 | 30,257,705千円 |
| 第2項 医業外費用 | 1,147,295千円 |
| 第3項 予備費 | 2,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,663,254千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,223,746千円 |
| 第1項 企業債 | 1,178,100千円 |
| 第2項 出資金 | 18,000千円 |
| 第3項 他会計支出金 | 15,720千円 |
| 第4項 貸付金返還金 | 11,800千円 |
| 第5項 基金運用収入 | 126千円 |

支 出

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 3,887,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,236,879千円 |
| 第2項 貸付金 | 243,800千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 1,406,195千円 |
| 第4項 基金積立金 | 126千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|-----------|-----------|
| 院内ネットワーク機器設置費(収益的支出分) (静岡病院) | 平成28～32年度 | 175,000千円 |
| 院内ネットワーク機器設置費(資本的支出分) (静岡病院) | 平成28～32年度 | 261,912千円 |
| エボラ熱感染症対応検査機器設置費(その1) (静岡病院) | 平成28～31年度 | 2,400千円 |
| エボラ熱感染症対応検査機器設置費(その2) (静岡病院) | 平成28～31年度 | 960千円 |
| エボラ熱感染症対応検査機器設置費(その3) (静岡病院) | 平成28～31年度 | 960千円 |
| 医療機器保守経費(平成27年度購入分) (清水病院) | 平成28～33年度 | 300,000千円 |
| カーテン設置費(収益的支出分) (清水病院) | 平成28～32年度 | 18,000千円 |
| カーテン設置費(資本的支出分) (清水病院) | 平成28～32年度 | 34,200千円 |
| 市政総合ネットワークシステム機器設置費(第3期分) (清水病院・病院経営課) | 平成28～32年度 | 2,067千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|-----------|--|--------------------------------------|---|
| 医療機器整備事業 (静岡病院) | 514,100千円 | 1 借入先 政府、銀行その他 | 7%以内 (ただし、利率見直し方式 | 融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 |
| 病棟改修事業 (清水病院) | 34,000千円 | 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 | で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金 | ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。 |
| 設備改修事業 (清水病院) | 80,000千円 | 3 借入時期 平成27年度 | について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。) | |
| 医療機器整備事業 (清水病院) | 550,000千円 | ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。 | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,371,970千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,132,720千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,128,861千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|---------|---------|-----|
| 医 療 器 械 | 放射線治療装置 | 一 式 |
| | X線撮影装置 | 一 式 |

平成27年2月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成27年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 294,883戸 |
| (2) 年間総配水量 | 81,432,880 ^m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 222,494 ^m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

拡張事業費・配水管布設費・施設費 9,915,125千円

水の相互運用事業(送水管整備)、庵原配水場改修工事、

上下水道局庁舎建設事業及び管網整備等

送配水管布設 3,786m

導送配水管布設替 7,214m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益 | 10,680,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 10,283,533千円 |
| 第2項 営業外収益 | 396,467千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 水道事業費用 | 9,073,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 8,127,582千円 |
| 第2項 営業外費用 | 944,418千円 |
| 第3項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,482,000千円は、減債積立金1,506,177千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額711,485千円、過年度分損益勘定留保資金3,659,842千円及び当年度分損益勘定留保資金1,604,496千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | | |
|-----------------|--|--------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | | 4,865,000千円 |
| 第1項 企 業 債 | | 4,643,900千円 |
| 第2項 国庫(県)支出金 | | 84,000千円 |
| 第3項 他会計支出金 | | 37,612千円 |
| 第4項 負 担 金 | | 99,488千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | | 12,347,000千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | | 10,020,889千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | | 2,125,111千円 |
| 第3項 投 資 | | 200,000千円 |
| 第4項 予 備 費 | | 1,000千円 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---------|---------|-----------------------------|---------|------|---------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 与一配水場非常用 自家発電設備更新工事 | 442,000 | 27年度 | 45,000 |
| | | | | 28年度 | 397,000 |
| | | 南安倍取水場 非常用自家発電設備 更新工事 | 305,000 | 27年度 | 91,000 |
| | | | | 28年度 | 214,000 |
| | | 庵原東部系遠方監視設備 改修工事 | 213,000 | 27年度 | 120,000 |
| | | | | 28年度 | 93,000 |

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 水道マッピングシステム機器設置費(追加分) | 平成28~29年度 | 968千円 |
| 麻機配水場改修事業費 | 平成28年度 | 231,000千円 |
| 上下水道局庁舎ネットワーク機器設置費 | 平成28~32年度 | 188,902千円 |
| 上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費 | 平成28~32年度 | 9,220千円 |

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|-------------|---|--|--|
| 上水道事業 | 4,643,900千円 | 1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成27年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。 | 7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。) | 融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。 |

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,556,450千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,362千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、102,116千円と定める。

平成27年2月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成27年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 排水設備設置戸数 | 236,100戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 136,841,000m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 374,000m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 下水道整備事業 | 9,911,412千円 |
| 下水道管渠布設等 | 27,110m |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 22,544,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 15,637,595千円 |
| 第2項 営業外収益 | 6,906,405千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 下水道事業費用 | 21,505,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 17,806,271千円 |
| 第2項 営業外費用 | 3,697,729千円 |
| 第3項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,749,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379,101千円、過年度分損益勘定留保資金533,045千円、当年度分損益勘定留保資金5,836,803千円及び資本剰余金(受益者負担金)50千円で補てんするものとする。)

収 入

| | |
|-----------------|--------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 13,684,000千円 |
| 第1項 企 業 債 | 8,944,900千円 |
| 第2項 出 資 金 | 757,900千円 |
| 第3項 国庫(県)支出金 | 3,651,400千円 |
| 第4項 他 会 計 支 出 金 | 459千円 |
| 第5項 負 担 金 | 329,341千円 |

支 出

| | |
|-----------------|--------------|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 20,433,000千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 10,017,950千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 10,414,000千円 |
| 第3項 受益者負担金返還金 | 50千円 |
| 第4項 予 備 費 | 1,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------|-----------|-------------|
| 公共下水道整備費 | 平成28年度 | 430,000千円 |
| 高松浄化センター沈砂池設備更新工事 | 平成28年度 | 215,000千円 |
| 中島浄化センター汚泥脱水機更新工事 | 平成28年度 | 495,000千円 |
| 中島浄化センター汚泥処理監視制御設備更新工事 | 平成28年度 | 520,000千円 |
| 清水北部浄化センター監視制御設備更新工事 | 平成28年度 | 210,000千円 |
| 広野排水区広野2号雨水幹線築造工事 | 平成28~29年度 | 1,800,000千円 |
| 高橋雨水ポンプ場(沈砂池棟)土木工事 | 平成28~29年度 | 1,700,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|-------------|---|--|--|
| 下水道事業 | 8,944,900千円 | 1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成27年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。 | 7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。) | 融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,695,126千円
(2) 交際費 200千円

平成27年2月23日提出

静岡市長 田辺信宏